

37 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）、むつ市（以下「乙」という。）、青森県漁業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）の間において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター（以下「青森センター」という。）の周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等を図るため、次のとおり協定を締結し、誠実に遵守することを約した。

（環境保全及び安全確保等）

第1条 丁は、放射性物質及びこれによって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）により環境及び住民に被害を及ぼすことのないよう核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）その他の関係法令等及びこの協定書に定める事項を誠実に遵守し、環境保全及び住民の安全確保等を図るための万全の措置を講ずるものとする。

（施設の設置等に係る事前了解）

第2条 丁は、原子炉等規制法第23条第2項第5号に規定する原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）を新設し、増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲、乙及び丙と協議し、その了解を得るものとする。

（放射性物質の放出管理）

第3条 丁は、原子炉施設の運転、保守等に当たっては、放射性物質の放出を可能な限り低く抑えるように管理するものとする。

（放射性物質等の保管及び管理）

第4条 丁は、放射性物質等の保管及び管理に当たっては、原子炉等規制法その他の関係法令等に定めるところにより安全の確保を図るほか、更に安全の確保のために適切な措置を講ずるものとする。

（事前連絡）

第5条 丁は、次の各号に掲げる場合のうち、第1号から第4号までに掲げる場合にあつては作業の内容、方法、日程等を、第5号に掲げる場合にあつては認可申請の内容等を当該各号に規定する作業等を行おうとする5日前までに、甲、乙及び丙に対し、連絡するものとする。当該連絡した内容を変更しようとする場合は、遅滞なく、甲、乙及び丙に対し変更しようとする内容を連絡するものとする。

- (1) 放射性廃棄物を青森センター関根浜地区に搬入し、又は青森センターから搬出する作業を行おうとするとき。
- (2) 核燃料を青森センター関根浜地区から搬出する作業を行おうとするとき。
- (3) 核燃料及び放射性廃棄物を陸揚げする作業を行おうとするとき。
- (4) 船体上架及び原子炉室吊上げの作業を行おうとするとき。

- (5) 原子炉等規制法第43条の3の2第2項の規定に基づく廃止措置に関する計画の認可申請を行おうとするとき。
- 2 甲、乙及び丙は、前項の規定により丁から連絡のあった事項について丁に対し理由を付して意見を述べるができるものとし、丁は、これを十分に尊重するものとする。

(異常事態の通報等)

- 第6条 丁は、次の各号に掲げる場合は、異常な事態が生じた旨及び安全を確保するために採らうとする措置又は採った措置を直ちに甲、乙及び丙に対し通報するものとする。
- (1) 丁の所持し、又は管理する放射性物質等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
 - (2) 原子炉施設に事故が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。
 - (3) 原子力船「むつ」(以下「むつ」という。)内又は青森センター内において火災が発生したとき(前号に掲げる場合を除く。)
 - (4) 放射性物質等が管理区域外に漏えいしたとき。
 - (5) 放射線業務従事者が、原子炉等規制法その他の関係法令等により定められている線量当量限度を超えて被ばくしたとき。
 - (6) 前号に掲げる場合以外の場合であって被ばく者に対し特別の措置を講じたとき。
 - (7) 放射性物質等の輸送中に事故が発生したとき。
 - (8) 原子炉等規制法その他の関係法令等に定める値を超えて放射性物質を環境へ放出したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか異常事態が発生したとき。
- 2 丁は、前項の規定により通報した事項の措置についてその処理の状況を速やかに甲、乙及び丙に対し報告するものとする。

(立入調査)

- 第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を丁の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査を行うために必要な事項について丁の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

(措置の要求等)

- 第8条 甲、乙及び丙は、第6条第1項の規定による丁の通報があった場合又は前条第1項の規定による立入調査を行った場合において環境保全及び住民の安全確保等を図るために必要があると認めるときは、事前に協議の上、「むつ」の移動、原子炉施設の点検及び作動の停止、放射能の監視、防災対策の実施等必要かつ適切な措置を講ずることを丁に対し求めることができるものとする。
- 2 丁は、前項の規定により措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって、必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置について速やかに甲、乙及び丙に対し報告するものとする。

(原子炉施設の性能の保持の状況の報告)

- 第9条 丁は、甲、乙及び丙に対し、四半期ごとに、原子炉施設の性能の保持の状況について当該四半期の終了後60日以内に報告するものとする。

(報告の徴収等)

- 第10条 丁は、前条の規定にかかわらず、同条に掲げる事項並びに環境保全及び住民の安全確保等を図るために必要な事項について甲、乙又は丙から報告又は資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。

2 甲、乙又は丙は、前条又は前項の規定による丁の報告又は同項の規定により丁から提出のあった資料について疑義があるときは、丁に対し更に報告又は資料の提出を求め、丁の管理する場所等において説明を受けることができるものとする。

(住民への広報)

第11条 甲、乙、丙又は丁は、「むつ」又は附帯陸上施設に関し特別の広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について事前に他の協定当事者に対し連絡するものとする。

(被害の補償)

第12条 「むつ」の管理又は附帯陸上施設の運転、保守等に関して住民等に被害を与えた場合は、丁は、誠意をもって補償するものとする。

(諸調査への協力)

第13条 丁は、甲、乙及び丙が実施する環境保全及び安全確保等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第14条 丁は、その防災対策の充実及び強化を図るとともに、「むつ」又は附帯陸上施設に係る地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(細則)

第15条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に細則を定めるものとする。

(協定書の改定)

第16条 この協定書の内容を改定する必要があるときは、甲、乙、丙又は丁は、他の協定当事者に対しこの協定書の改定について協議することを申し入れることができるものとし、その申入れを受けた者はその協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第17条 この協定書の内容について生じた疑義及びこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、締結の日から施行する。

2 「むつ」から原子炉が撤去されたとき以後の、第6条第1項第3号の規定の適用については、同号中「原子力船「むつ」(以下「むつ」という。)内又は青森センター内」とあるのは、「青森センター内」と、第8条第1項の規定の適用については、同項中「「むつ」の移動、原子炉施設の点検」とあるのは、「原子炉施設の点検」と、第11条の規定の適用については、同条中「「むつ」又は附帯陸上施設」とあるのは、「附帯陸上施設」と、第12条の規定の適用については、同条中「「むつ」の管理又は附帯陸上施設の運転」とあるのは、「附帯陸上施設の運転」と、第14条の規定の適用については、同条中「「むつ」又は附帯陸上施設に係る地域防災対策」とあるのは、「附帯陸上施設に係る地域防災対策」とする。

3 甲、乙、丙及び丁が、昭和63年1月24日に締結した原子力船「むつ」関根浜定係港等の周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成4年5月22日 締結
平成18年1月31日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結
平成28年4月1日 〃

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

乙 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下宗一郎

丙 青森市安方一丁目1番32号
青森県漁業協同組合連合会
代表理事会長 赤石憲二

丁 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

※上記締結当事者の氏名は、平成28年4月1日当時のものである。